

**登録票**  
(令和2年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
夏1	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	帯広少年院	帯広少年院 北海道帯広市緑ヶ丘3の2 (JR帯広駅南口からタクシーで約10分)	3人程度	8月又は9月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導, 職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・大学生又は大学院生(年次は問わない。男性が望ましい。)であること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5 011-783-3911
夏2	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	北海少年院 ・ 紫明女子学院	北海少年院 北海道千歳市大和4-746-10 紫明女子学院 北海道千歳市大和4-662-2 (千歳線千歳駅から中央バス桜木空港線10分 (北斗一丁目バス停降車))	各施設 3人まで	8月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導, 職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育, 社会, 福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。 ・男女の別は問わないが, 原則としては男子学生は北海少年院において, 女子学生は紫明女子学院においての実習棟を予定している。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5 011-783-3911
夏3	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	札幌少年鑑別所	札幌少年鑑別所 札幌市東区東苗穂2-1-1-25 (札幌駅北口または環状通東駅からバスあり。 「本町2条6丁目」で下車徒歩3分)	3人程度	8月下旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体験, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5 011-783-3911
夏4	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	函館少年鑑別支所	函館少年鑑別支所 函館市金堀町6-15 (JR函館駅からバスあり。 「人見町」で下車徒歩5分)	2名以内	8月上旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体験, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5 011-783-3911
夏5	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	釧路少年鑑別支所	釧路少年鑑別支所 釧路市弥生1丁目5-22 (JR釧路駅からバスあり。「裁判所坂下」で下車徒歩7分)	2人程度	8月下旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体験, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5 011-783-3911
夏6	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	旭川少年鑑別所	旭川少年鑑別所 北海道旭川市豊岡一条一丁目三番二十四号 (JR旭川駅からバスあり。「豊岡1条1丁目」で下車徒歩1分)	2人程度	7月下旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体験, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る判定会議の見学)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5 011-783-3911

**登録票**  
(令和2年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
夏7	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	盛岡少年院	盛岡少年院 岩手県盛岡市月が丘 2-15-1 (岩手県交通バス西青 山停留所から徒歩3 分)	6人程度	8月19日(水) ～8月21日(金) (3日間)	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導, 職業 訓練等)の実施に係る見学実習 ・近隣の少年鑑別支所の見学	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育, 社会, 福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	仙台矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒984-0825 宮城県仙台市若林区古城3-23-1 022-286-0111
夏8	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	東北少年院 ・ 青葉女子学園	東北少年院 仙台市若林区古城3 -21-1 (仙台市地下鉄東西 線「薬師堂駅」下車～ (乗り継ぎ)～仙台市 営バス「高原住宅前」 下車徒歩2分)  青葉女子学園 仙台市若林区古城3 -24-1 (仙台市地下鉄東西 線「薬師堂駅」下車～ (乗り継ぎ)～仙台市 営バス「古城三丁目」 下車徒歩5分)	8人程度 (両施設合同)	9月2日(水) ～9月4日(金) (3日間)	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導, 職業 指導等)の実施に係る見学実習 ・近隣の少年鑑別所の見学	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育, 社会, 福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	仙台矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒984-0825 宮城県仙台市若林区古城3-23-1 022-286-0111
夏9	少年鑑別所 における鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	青森少年鑑別所	青森少年鑑別所 青森県青森市金沢1 -5-38 (青森駅から徒歩20 分又は青森市営バス 常盤町バス停から徒 歩5分) ※送迎につき相談可	2人程度	9月1日(火) ～9月2日(水) (2日間)	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接 の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体 験, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る 判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	仙台矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒984-0825 宮城県仙台市若林区古城3-23-1 022-286-0111
夏10	少年鑑別所 における鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	仙台少年鑑別所	仙台少年鑑別所 仙台市若林区古城3 丁目27-17 (仙台市地下鉄東西 線「薬師堂駅」下車～ (乗り継ぎ)～仙台市 営バス「古城三丁目」 下車徒歩5分))	6人程度	9月中旬の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接 の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体 験, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る 判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等 ・近隣の少年院の見学	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	仙台矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒984-0825 宮城県仙台市若林区古城3-23-1 022-286-0111
夏11	少年鑑別所 における鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	秋田少年鑑別所	秋田少年鑑別所 秋田市八橋本町六丁 目三番五号 (JR秋田駅西口秋田 中央交通バス15分 (帝石前バス停降車))	2人程度	9月2日(水) ～9月4日(金) (3日間)	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接 の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体 験, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る 判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	仙台矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒984-0825 宮城県仙台市若林区古城3-23-1 022-286-0111
夏12	少年鑑別所 における鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	福島少年鑑別所	福島少年鑑別所 福島県福島市南沢又 字原町越4-14 (JR福島駅東口12番 バス乗り場から約15 分乗車, 「刑務所前」 下車後, 徒歩約2分)	6人程度	8月下旬の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接 の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体 験, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る 判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	仙台矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒984-0825 宮城県仙台市若林区古城3-23-1 022-286-0111

**登録票**  
(令和2年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
夏13	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	茨城農芸学院	茨城農芸学院 茨城県牛久市久野町 1722-1 (JR牛久駅東口からバ ス「牛久大仏・浄苑行 き」に乗り「農芸学 院」まで20分) ※送迎につき相談可	4人程度	9月中の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導, 職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育, 社会, 福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏14	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	水府学院 (水戸少年鑑別所)	水府学院 茨城県東茨城郡茨城 町駒渡1084-1 (常磐線友部駅南口 ~車両20分) ※送迎につき相談可  (水戸少年鑑別所)	4人程度	8月中の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	■水府学院主催ですが、1日間は水戸少年 鑑別所での実習を行うコースです■  1日目(水戸少年鑑別所) ・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・心理検査の受検体験 2日目, 3日目(水府学院) ・少年院における教育活動(生活指導, 職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育, 社会, 福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏15	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	赤城少年院	赤城少年院 群馬県前橋市上大屋 町60 (上毛電鉄「大胡駅」 から徒歩15分)	3人程度	9月の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導, 職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏16	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	榛名女子学園	榛名女子学園 群馬県北群馬郡榛東 村新井1027-1 (高崎駅西口から伊香 保温泉行バス若しくは 群馬総社駅(立石)か ら榛名女子学園前ま でバス)	3人程度	7月末頃から 8月中旬までの 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導, 職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育, 社会, 福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏17	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	市原学園	市原学園 千葉県市原市磯ヶ谷 157-1 (小湊鉄道山田山 田駅から徒歩30分) ※送迎につき相談可	3人程度	8月中の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導, 職業 指導)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育, 社会, 福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏18	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	八街少年院	八街少年院 千葉県八街市滝台 1766番地 (JR八街駅前ふれあ いバス南コース少年 院入口下車300m徒歩 3分 又は JR千葉駅 からフラワーバス成東 行き山田局前下車 1.7km徒歩20分) ※JR大網駅までの送 迎については相談可	3人程度	8月3日(月) ~8月5日(水) (3日間)	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導, 職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育, 社会, 福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

**登録票**  
(令和2年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
夏19	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	多摩少年院	多摩少年院 東京都八王子市緑町 670 (JR八王子駅南口から タクシーで10分又は徒 歩25分。京王高尾線 山田駅から徒歩5分。)	5人程度	8月又は9月中の 連続する 2日間又は3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・大学生又は大学院生(男性が望まし い)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏20	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	東日本少年矯正医療・教育セン ター	東日本少年矯正医 療・教育センター 東京都昭島市もくせいの 杜2-1-3 (JR青梅線東中神駅 下車徒歩20分)	8人程度	8月中の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏21	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	愛光女子学園	愛光女子学園 東京都狛江市西野川 3-14-26 (京王線調布駅からバ ス10分・小田急線狛江 駅からバス8分(狛江 営業所バス停降車)、 京王線国領駅から徒 歩20分)	4人程度	8月下旬から 9月中の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学2年次、3年次若しくは4年次又 は大学院生(男女の別は問わない)で あること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏22	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	久里浜少年院	久里浜少年院 神奈川県横須賀市長 瀬3-12-1 (京浜急行線京急久 里浜駅又は浦賀駅か ら京浜急行バス「久 19」系統」15分(千代ヶ 崎バス停降車))	2人程度	8月24日(月) 及び 8月25日(火) (2日間)	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学2年次以上又は大学院生である こと(男性のみ)。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏23	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	新潟少年学院	新潟少年学院 新潟県長岡市御山町 117-13 (JR長岡駅(西口)から バスで15分(少年学院 前))	3人程度	9月中の 連続した3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること(大学3年次以上 が望ましい)。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏24	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	有明高原寮	有明高原寮 安曇野市穂高有明 7299 (JR大系線穂高駅から タクシーで約30分) ※送迎につき相談可	5人程度	8月中の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

**登録票**  
(令和2年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
夏25	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	駿府学園	駿府学園 静岡県葵区内牧118 (静岡駅北口から9番 乗り場バス美和大谷 線乗車後安倍口新田 バス停下車 徒歩10 分)	3人程度	8月又は9月中の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導, 職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育, 社会, 福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏26	少年鑑別所に おける鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	水戸少年鑑別所 (水府学院)	水戸少年鑑別所 茨城県水戸市新原1 -15-15 (JR線水戸駅北口5番 乗り場から茨城交通 バス20分(新原1丁目 バス停降車徒歩7分)) ※送迎につき相談可  (水府学院)	4人程度	8月中の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	■水戸少年鑑別所主催ですが, 1日間は水 府学院(少年院)での実習を行うコースです ■ 1日目, 3日目(水戸少年鑑別所) ・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・心理検査の受検体験 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接 の陪席・実施, 模擬事例に係る少年簿の作 成体験, 模擬事例に係る判定会議の見学 等) 2日目(水府学院) ・少年院における教育活動(生活指導, 職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。 ・少人数での体験型実習であるので, 積極的な姿勢を有すること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏27	少年鑑別所に おける鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	宇都宮少年鑑別所	宇都宮少年鑑別所 栃木県宇都宮市鶴田 町574-1 (宇都宮駅バス乗り場 ⑩43「長坂経由新鹿 沼行き」の乗車し, 「三 の沢」で下車し, 徒歩1 分)	2人程度	7月中の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接 の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体 験, 心理検査の受検体験等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏28	少年鑑別所に おける鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	前橋少年鑑別所	前橋少年鑑別所 群馬県前橋市岩神町 4-5-7 (JR前橋駅から公共 バスで約20分)	2人程度	9月中の 連続する2日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接 の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体 験, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る 判定会議の見学等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次, 4年次又は大学院生(男 女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏29	少年鑑別所に おける鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	さいたま少年鑑別所	さいたま少年鑑別所 埼玉県さいたま市浦 和区高砂3-16-36 (JR「浦和」から徒歩12 分, 「武蔵浦和」 「中浦 和」からそれぞれ徒歩 17分)	2人程度	8月下旬の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接 の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体 験, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る 判定会議の見学等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏30	少年鑑別所に おける鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	千葉少年鑑別所	千葉少年鑑別所 千葉県千葉市稲毛区 天台1-12-9 (千葉都市モノレール 天台駅から徒歩約3 分)	3~4人程度	8月下旬から 9月上旬の 連続する日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接 の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体 験, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る 判定会議の見学等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

**登録票**  
(令和2年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
夏31	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	東京少年鑑別所	東京少年鑑別所 東京都練馬区氷川台 2-11-7 (有楽町線氷川台駅 から徒歩10分)	8人程度	7月下旬から 8月中の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接 の陪席及び実施、模擬事例に係る少年簿の 作成体験、心理検査の受検体験、判定会議 の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏32	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	東京西法務少年支援センター	東京西法務少年支援 センター 東京都昭島市もくせいの 杜2-1-1 (JR青梅線東中神駅 から徒歩20分)	4人程度	8月中の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接、 行動観察実習、心理検査の受検体験、模擬 事例に係る心理検査等の解釈体験、模擬事 例に係る判定会議の見学等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏33	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	横浜少年鑑別所	横浜少年鑑別所 神奈川県横浜市港南 区港南4-2-1 (市営地下鉄ブルーラ イン港南中央駅下車 徒歩5分)	8人程度	8月中旬から 9月第1週頃 までの 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接 の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体 験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る 判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏34	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	新潟少年鑑別所	新潟少年鑑別所 新潟県新潟市中央区 川岸町1-53-2 (JR越後線「白山」駅 から徒歩5分)	4人程度	9月中の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接 の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体 験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る 判定会議の見学等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏35	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	甲府少年鑑別所	甲府少年鑑別所 山梨県甲府市大津町 2075-1 (JR甲府駅からバス (甲府駅バスターミナ ル～高室入口)で25分 +徒歩10分 又はタク シーで30分)	2人程度	8月中の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接 の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体 験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る 判定会議の見学等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏36	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	長野少年鑑別所	長野少年鑑別所 長野県長野市三輪5 -46-14 (長野電鉄善光寺下 駅から徒歩約10分)	3人程度	7月29日(水) ～7月31日(金) (3日間)	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接 の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体 験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る 判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

**登録票**  
(令和2年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
夏37	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官(心理)区分)	静岡少年鑑別所	静岡少年鑑別所 静岡市駿河区小鹿2-27-7 (静岡駅南口から小鹿営業所行きバス約15分(競輪場前バス停降車))	2人程度	8月中の連続する月～水曜日の3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体験, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏38	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	湖南学院	湖南学院 石川県金沢市上中町口11-1 (北鉄バス「東部車庫」バス停から徒歩15分) ※送迎につき相談可	4人程度	8月3日(月)から同月28日(金)までの連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導, 職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育, 社会, 福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
夏39	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	瀬戸少年院	瀬戸少年院 愛知県瀬戸市東山町14 (名鉄瀬戸線「水野駅」から徒歩約18分) ※送迎につき相談可	8人程度	8月26日(水)～同月28日(金)(3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導, 職業指導等)の実施に係る見学実習 ・模擬授業	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育, 社会, 福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
夏40	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	豊ヶ岡学園	豊ヶ岡学園 愛知県豊明市前後町三ツ谷1293 (名鉄本線「中京競馬場前駅」から徒歩10分)	3人程度	8月24日(月)～同月26日(水)(3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導, 職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育, 社会, 福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
夏41	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	宮川医療少年院	宮川医療少年院 三重県伊勢市小俣町宮前25 (・JR参宮線「宮川駅」から徒歩20分 ・近鉄山田線「小俣駅」から徒歩30分 ・三重交通バス「宮古橋」バス停から徒歩5分)	6人程度	未定 (7月下旬もしくは8月下旬のうち連続する3日間を想定)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導, 職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・学部・専攻は不問。(教育, 社会, 福祉等人間科学又は刑事政策等に関心があれば望ましい。) ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
夏42	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官(心理)区分)	金沢少年鑑別所	金沢少年鑑別所 石川県金沢市小立野5-2-14 (JR金沢駅から北鉄バスで約20分「小立野」バス停降車(徒歩10分))	3人程度	9月1日から10月末日までの連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続にかかる見学実習(模擬面接の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961

**登録票**  
(令和2年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
夏43	少年鑑別所における鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	福井少年鑑別所	福井少年鑑別所 福井市大願寺3-4- 20 (JR福井駅から京福バ ス15分 「医師会館口」バス停 降車(徒歩3分))	3人程度	8月26日(水) ~同月28日(金) (3日間)	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接 の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体 験, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る 判定会議の見学, 体験等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
夏44	少年鑑別所における鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	岐阜少年鑑別所	岐阜少年鑑別所 岐阜市鷺山1769-2 0 (JR岐阜駅バスターミ ナル, 岐阜バス11番 のりばから約25分「北 消防署」バス停降車 (徒歩約1分))	3人程度	8月中の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接 の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体 験, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る 判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
夏45	少年鑑別所における鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	名古屋少年鑑別所	名古屋少年鑑別所 名古屋市千種区北千 種1-6-6 (地下鉄東山線「今池 駅」2番出口から徒歩 25分, 市営バス「古出 来町」バス停降車(徒 歩5分))	4人程度	7月中旬から 8月上旬までの 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接 の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体 験, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る 判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
夏46	少年鑑別所における鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	津少年鑑別所	津少年鑑別所 津市南新町12の12 (近鉄名古屋線「津新 町駅」から徒歩10分)	4人	8月中の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接 の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体 験, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る 判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
夏47	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	浪速少年院	浪速少年院 大阪府茨木市郡山1 -10-17 (JR茨木駅西口, 7, 8, 9番バス乗り場から 阪急バス, 郡バス停下 車後徒歩10分)	5人程度	8月中の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導, 職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育, 社会, 福祉, 心理等に係る人 間科学又は刑事政策等を専攻してい ることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
夏48	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	交野女子学院	交野女子学院 大阪府交野市群津2 -45-1 (京阪交野線郡津駅か ら徒歩15分)	3人程度	8月3日から 9月上旬までの 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導, 職業 訓練等)の実施に係る見学実習 ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育, 社会, 福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻しているこ とが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(女性に限る) であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751

**登録票**  
(令和2年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
夏49	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	和泉学園	和泉学園 阪南市貝掛1096 (南海本線箱作駅から 徒歩15分)	3人程度	8月中の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導, 職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育学, 社会学, 福祉等に係る人間 科学又は刑事政策等を専攻している ことが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
夏50	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	加古川学園 ・ 播磨学園	加古川学園 又は播磨学園 兵庫県加古川市八幡 町宗佐544 (JR厄神駅から徒歩約 45分) ※最寄駅までの官用 車による送迎を検討し ますので, 必要な方は 御相談ください。	3人程度	7月1日(水)から 8月7日(金)まで の連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導, 職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育, 社会, 福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
夏51	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	奈良少年院	奈良少年院 奈良県奈良市秋篠町 1122 (奈良交通北秋篠駅 下車徒歩5分)	3人程度	8月中の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導, 職業 指導, 行事等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育・社会・福祉・心理等に係る人 間科学又は刑事政策等を専攻してい ることが望ましいこと。 ・総合職試験(人間科学)又は法務省 専門職員(人間科学)試験(法務教官 区分)を受験予定であること。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
夏52	少年鑑別所 における鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	大津少年鑑別所	大津少年鑑別所 滋賀県大津市大平1 -1-2 (JR京都線石山駅南 口から京阪バス31号 系統15分(バス停「大 津車庫」下車徒歩5 分)または, 同バス1号 系統15分(バス停「石 山団地口」下車徒歩8 分)	2人程度	8月中の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接 の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体 験, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る 判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
夏53	少年鑑別所 における鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	京都少年鑑別所	京都少年鑑別所 京都市左京区吉田上 阿達町37番地 (京阪出町柳駅から南 へ徒歩5分)	5人	8月中の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接 の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体 験, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る 判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等 ・少年院における見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
夏54	少年鑑別所 における鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	大阪少年鑑別所	大阪少年鑑別所 大阪府堺市堺区田出 井町8-30 (JR阪和線堺市駅か ら徒歩15分)	10人程度	8月19日(水) から 8月28日(金) までの 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接 の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体 験, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る 判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751

**登録票**  
(令和2年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
夏55	少年鑑別所における鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	神戸少年鑑別所	神戸少年鑑別所 (神戸市兵庫区下祇 園町40-7) 神戸市営バス「家庭裁 判所前」徒歩5分	3人程度	7月1日から 7月30日までの 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接 の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体 験, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る 判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
夏56	少年鑑別所における鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	奈良少年鑑別所	奈良少年鑑別所 奈良市般若寺町3番 地 (近鉄奈良線奈良駅 5番出口から 奈良交通バス5分(今 在家バス停降車)徒歩 5分)	2人程度	8月3日(月)から 8月14日(金) までの 連続する2日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接 の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体 験, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る 判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
夏57	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	美保学園	美保学園 鳥取県米子市大篠津 町4557番地 (JR境線大篠津町駅 から徒歩5分)	3人程度	7月から 9月下旬までの 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導, 職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育, 社会, 福祉等に関する人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
夏58	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	岡山少年院	岡山少年院 岡山市南区箕島249 7 (JR瀬戸大橋線・備中 箕島駅から徒歩15 分) ※送迎につき相談可	3人程度	7月から 10月下旬までの 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導, 職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育, 社会, 福祉等に関する人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
夏59	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	広島少年院 ・ 貴船原少女苑	広島少年院 広島県東広島市八本 松町原11174-31 貴船原少女苑 広島県東広島市八本 松町原6088 (山陽本線八本松駅 からタクシーで15分) ※送迎につき相談可	5人程度	7月から 10月下旬までの 連続する4日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導, 職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育, 社会, 福祉等に関する人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
夏60	少年鑑別所における鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	松江少年鑑別所	松江少年鑑別所 島根県松江市内中原 町195番地 (JR松江駅バス停2番 乗り場から「県庁前」で 下車 徒歩10分))	4人程度	7月から 10月下旬までの 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接 の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体 験, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る 判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161

**登録票**  
(令和2年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
夏61	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	岡山少年鑑別所	岡山少年鑑別所 岡山市南区箕島251 2-2 (瀬戸大橋線備中箕 島駅から徒歩約20 分) ※瀬戸大橋線早島駅 への送迎につき相談 可	6人程度	7月から 10月下旬までの 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接 の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体 験, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る 判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
夏62	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	広島少年鑑別所	広島少年鑑別所 広島市中区吉島西3 丁目15-8 (広島バス24番吉島 営業所行き又は吉島 病院行き乗車, 「吉島 病院入口」バス停下 車, 徒歩5分)	6人程度	7月から 10月下旬までの 連続する4日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接 の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体 験, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る 判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
夏63	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	山口少年鑑別所	山口少年鑑別所 山口市中央4-7-5 (JR山口駅から徒歩2 0分又は同駅から新山 口方面行きバスに乗 車, 「商工会館前」下 車, 徒歩5分)	3人程度	7月から 10月下旬までの 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接 の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体 験, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る 判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
夏64	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	丸亀少女の家	丸亀少女の家 丸亀市中津町28 (JR讃岐塩屋駅から徒 歩15分)	3人程度	8月下旬の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務内容 ・少年院における教育活動(生活指導, 職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育, 社会, 福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻しているこ とが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(できる限り女 性)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455
夏65	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	四国少年院	四国少年院 香川県善通寺市善通 寺町2020 (JR善通寺駅から徒歩 20分)	3人程度	8月下旬頃の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導, 職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育, 社会, 福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻しているこ とが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455
夏66	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	松山学園	松山学園 愛媛県松山市吉野町 3803番地 (JR三津浜駅から徒歩 10分)	3人	8月中の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導, 職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育, 心理, 社会, 福祉等に係る人 間科学又は刑事政策等を専攻してい ることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別を 問わない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455

**登録票**  
(令和2年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
夏67	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	徳島少年鑑別所	徳島少年鑑別所 徳島県徳島市助任本町5丁目40番地  (市バス「助任本町5丁目」又は徳島バス「助任本町」下車徒歩約2分)	3人程度	8月26日(水) ～8月28日(金) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接、模擬事例に係る少年簿及び鑑別結果通知書の作成体験、行動観察体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455
夏68	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	高松少年鑑別所	高松少年鑑別所 香川県高松市藤塚町3-7-28 (JR高松駅からことでんバス(レインボー巡回東回り)藤塚町下車徒歩2分 又はJR高德線栗林駅下車徒歩5分)	3人程度	8月25日(火) ～8月27日(木) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455
夏69	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	高知少年鑑別所	高知少年鑑別所 高知市塩田町19-13 (JR高知駅から徒歩10分程度)	4人程度	8月24日(月) ～8月26日(水) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受け入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455
夏70	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	筑紫少女苑	筑紫少女苑 福岡県福岡市東区奈多1302-105 (JR香椎線西戸崎方面JR雁ノ巣駅下車徒歩35分程度) ※送迎につき相談可	3人程度	9月8日(火) ～9月10日(木) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない。)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏71	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	福岡少年院	福岡少年院 福岡県福岡市南区老司4-20-1 (西鉄バス(JR博多駅又は西鉄大橋駅からバス路線あり)老松神社前バス停から徒歩5分)	5人程度	8月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導、教科指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない。)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏72	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	佐世保学園	佐世保学園 長崎県佐世保市大塔町1279 (大塔駅から徒歩45分) ※送迎につき相談可	3人程度	9月上旬 (9/2～9/11) の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137

**登録票**  
(令和2年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
夏73	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	人吉農芸学院	人吉農芸学院 熊本県球磨郡錦町木 上北223-1 (薩摩線人吉駅から車 で15分,九州自動車 道人吉インターから車 で15分) ※JRR人吉駅又は人吉 インターチェンジまで の送迎につき相談可	3人程度	8月3日(月) ~8月5日(水) (3日間)	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導, 職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育, 社会, 福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏74	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	中津少年学院	中津少年学院 大分県中津市加来 1205番地 (中津駅から車で15分 程度) ※送迎につき相談可	3人以内	8月3日(月) ~8月5日(水) (3日間)	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導, 職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育, 社会, 福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏75	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	大分少年院	大分少年院 大分県豊後大野市三 重町赤嶺2721 (豊肥本線三重町駅 から徒歩15分) ※送迎につき相談可	3人程度	9月8日(火) ~9月10日(木) (3日間)	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導, 職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受け入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏76	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	沖縄少年院	沖縄少年院 沖縄県糸満市字真栄 平1300番地 (仲座入口バス停から 徒歩15分, 那覇空港 から車で40分)	4人	8月4日(火) ~8月6日(木) (3日間)	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導, 職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育, 社会, 福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏77	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	沖縄女子学園	沖縄女子学園 沖縄県糸満市 字真栄平1300番地 (仲座入口バス停から 徒歩15分, 那覇空港 から車で40分)	3名程度	未定	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導, 職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育, 社会, 福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏78	少年鑑別所に おける鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	福岡少年鑑別所	福岡少年鑑別所 福岡市南区若久6- 75-2 (西鉄バス「東若久」行 き「和田四丁目」下車 徒歩1分)	5人程度	8月中・下旬の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接 の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体 験, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る 判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137

**登録票**  
(令和2年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
夏79	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	小倉少年鑑別支所	小倉少年鑑別支所 北九州市小倉南区葉山町1-1-7 (北九州モノレール競馬場前駅から徒歩15分)	2人程度	8月19日(水) ～8月21日(金) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体験, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏80	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	佐賀少年鑑別所	佐賀少年鑑別所 佐賀県佐賀市新生町1-10 (JR佐賀駅から市営バス「徳万経由久富」又は「森林公園」行き)18分(長瀬町バス停降車))	3人程度	8月中の 連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体験, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏81	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	長崎少年鑑別所	長崎少年鑑別所 長崎市橋口町4-3 (路面電車「平和公園」電停下車徒歩10分 県営バス「浦上天主堂」下車徒歩3分)	3人程度	8月中・下旬の 連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体験, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏82	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	熊本少年鑑別所	熊本少年鑑別所 熊本市西区池田1-9-27 (上熊本駅(JR・市電)から徒歩10分, 出町三丁目及び往生院前バス停から徒歩5分)	3人程度	8月中の 連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体験, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏83	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	大分少年鑑別所	大分少年鑑別所 大分県大分市新川町1丁目5番28号 (バス停「新川」から徒歩5分)	3人程度	9月2日(水) ～9月4日(金) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体験, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏84	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	宮崎少年鑑別所	宮崎少年鑑別所 宮崎県宮崎市鶴島2-16-5 (宮崎駅からバス「生目台」行き乗車, 「松橋町」下車徒歩5分)	4人程度	8月18日(火) ～8月19日(水) (2日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体験, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137

**登録票**  
(令和2年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
夏85	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	鹿児島少年鑑別所	鹿児島少年鑑別所 鹿児島県鹿児島市唐湊3丁目3番5号 (JR鹿児島中央駅から市営バス約10分(唐湊バス停車))	3人程度	8月3日(月) ～8月28日(金) までの 連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体験, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏86	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	那覇少年鑑別所	那覇少年鑑別所 那覇市西3丁目14-20 (モノレール旭橋駅前 から徒歩20分)	6人程度	8月18日(火) ～8月20日(木) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席, 意図的行動観察, 模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137